

# 衆議院法務委員会ニュース

平成 26. 6. 4 第 186 回国会第 21 号

6 月 4 日（水）、第 21 回の委員会が開かれました。

## 1 議案の撤回許可に関する件

- ・児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案（高市早苗君外 5 名提出、第 183 回国会衆法第 22 号）の撤回を許可することに決しました。

## 2 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案起草の件

- ・ふくだ峰之君外 3 名（自民、民主、維新、公明）から、起草案を成案とし委員会提出の法律案として決定すべしとの動議が提出され、提出者遠山清彦君（公明）から趣旨説明を聴取しました。
- ・提出者ふくだ峰之君（自民）、階猛君（民主）、西田譲君（維新）及び遠山清彦君（公明）並びに谷垣法務大臣、平口法務大臣政務官及び政府参考人に対し発言がありました。
- ・採決を行った結果、全会一致をもって起草案を成案とし、これを委員会提出の法律案とすることに決しました。（賛成一自民、民主、維新、公明、結い、鈴木貴子君（無） 欠席一西村眞悟君（無））

（発言者及び主な発言内容）

### 土 屋 正 忠君（自民）

- ・撤回された自民・維新・公明案の附則にあった児童ポルノに類する漫画・アニメ・CG 等と児童の権利を侵害する行為との関連性に関する調査研究の規定が本起草案では削除されている理由について、動議提出者に伺いたい。
- ・児童を性の対象とした漫画等が表現の自由という理由で野放しとなっていてよいのか、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・平成 23 年に熊本で発生した女児殺害事件のように、児童を性の対象とした漫画の所持が犯罪に結びついた事案があることについて、動議提出者の見解を伺いたい。

### 橋 本 岳君（自民）

- ・いわゆる 3 号ポルノの定義に関し、「殊更に」、「児童の性的な部位」及び「強調」の意味について、動議提出者に伺いたい。
- ・いわゆる 3 号ポルノの定義を明確化する趣旨について、動議提出者に伺いたい。
- ・撤回された自民・維新・公明案の附則にある「児童ポルノに類する漫画等と児童の権利を侵害する行為との関連性に関する調査研究」は、その相関関係を科学的に立証するのは困難であり、このような規定を設けるべきではなく、一方でそのような漫画等を放置してよいとも思われないが、動議提出者の見解を伺いたい。

### 國 重 徹君（公明）

- ・児童ポルノ所持罪（起草案第 7 条第 1 項）の「自己の性的好奇心を満たす目的」を要件とした趣旨について、動議提出者に伺いたい。
- ・児童ポルノ所持罪（起草案第 7 条第 1 項）の「自己の性的好奇心を満たす目的」の判断は個人の内心に踏み込む主観的要件であり、捜査当局の自白の強要を誘発することになる懸念はないのか、動議提出者の見解を伺いたい。
- ・現行の性暴力被害を受けた児童の保護の規定の問題点と、今回、起草案において被害児童の保護のための措置を実施する機関を明確に規定する趣旨について、動議提出者に伺いたい。
- ・性暴力被害児童に対する厚生労働省の支援、法務省の人権擁護活動及び文部科学省における児童の安全なインターネット利用のための情報モラルの教育の取組に関し、それぞれの現状と今後の取組内容について、伺いたい。

### 枝 野 幸 男君（民主）

- ・起草案第 7 条第 1 項は、児童ポルノの単純所持全般を処罰対象にしているのではなく、「自己の性的好奇心を満たす目的」での所持を処罰対象にしているということであるのか、動議提出者及び法務省に伺いたい。
- ・児童ポルノが違法とされる前に製作された児童ポルノを含む映画等を、図書館や報道機関等が法律案の施行後も保存し続けることは自己の性的好奇心を満たす目

的がないので処罰対象にならず、法律案施行前に廃棄する義務を課していないと認識しているが、動議提出者及び法務省に伺いたい。

- ・起草案第16条の3に規定するインターネットの利用に係る事業者の努力義務は、適正な事業者に対して新たな規制を課すものではなく、措置の不十分な一部の事業者に一層の努力を促す趣旨であると認識しているが、動議提出者及び法務省に伺いたい。

## 高橋みほ君（維新）

- ・起草案は、いわゆる3号ポルノの定義に新たな要件を加えており、これまでよりも処罰範囲が限定されるのではないかと危惧するが、新たな要件を加えた趣旨について、動議提出者に伺いたい。
- ・起草案において、「児童買春、児童ポルノの所持その他児童に対する性的搾取及び性的虐待に係る行為の禁止」を規定した第3条の2の条文を総則の章に置いた理由と同条の「みだりに」の意味について、動議提出者に伺いたい。
- ・児童ポルノの規制対象年齢を18歳未満より引き下げ、例えば、13歳未満とすれば、児童ポルノに当たるか否かの判断がより明確になると考えるが、動議提出者の見解を伺いたい。また、被写体が18歳周辺の場合、児童ポルノに該当するか否かの判断が難しいと考えるが、そのような場合も児童ポルノの所持で処罰される可能性はあるのか、動議提出者に伺いたい。

## 椎名 毅君（結い）

- ・イギリスで、故障したパソコンの修理を依頼した際に、孫が水浴びをしている姿を撮影した画像が見つかり、修理業者から警察に通報されて逮捕された事例があったが、いわゆる3号ポルノの定義の明確化により、このような場合については処罰の対象とされるおそれはないのか、動議提出者に伺いたい。
- ・起草案第7条第1項（児童ポルノ所持の処罰）について、当初は自己の意思によらない所持であったとしても、その後、自己の意思に基づいて所持するに至った場合には処罰の対象となるとのことであるが、自己の意思に基づく所持に至ったかどうか、どのような基準で判断するのか、動議提出者に伺いたい。
- ・インターネットによる閲覧等の制限に関して、総務省におけるブロッキング技術の開発・普及への取組及び警察における児童ポルノの察知能力の向上への取組について、伺いたい。また、児童ポルノが含まれる情報をプロバイダが削除した場合における民事上の免責について、総務省に伺いたい。
- ・漫画、アニメ、CG等と児童の権利を侵害する行為の

関連性についての検討規定を設けないこととした理由について、動議提出者に伺いたい。また、漫画、アニメ、CG等であっても、刑法第175条に規定するわいせつ物に該当するものであれば処罰の対象となることについて、法務省に確認したい。